

平成 27 年度安全・安心まちづくり委員会 議事録

日時：平成 27 年 10 月 27 日（火）

午後 2 時から午後 4 時まで

場所：パレス宮城野 けやきの間

○司会

それでは、定刻となりましたので、ただいまより、安全・安心まちづくり委員会を開会いたします。この委員会の議事録につきましては、取りまとめが済み次第、宮城県共同参画社会推進課のホームページにおいて公表する予定としておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

はじめに、資料の確認をさせていただきます。事前にお送りしておりました、会議次第、委員名簿、関係各課出席者名簿、資料一覧、資料の 1 から 4、統計資料、県警察資料「特殊詐欺の発生現状と対策について」、緑色のリーフレット「子どもを犯罪の被害から守りましょう」に加えまして、席次表、青色のリーフレット「ネットに潜む危険から皆さんを守るために」、ピンク色のチラシ「第 49 回県民のつどい～安全・安心まちづくりフォーラム～」を追加してお配りしております。全て、お手元にお揃いでどうか。

次に、本委員会の役割について御説明させていただきます。資料 1 をご覧ください。本委員会は犯罪のない安全・安心まちづくり条例により設置されており、安全・安心まちづくりを総合的かつ計画的に進めるための基本計画の策定と基本計画に沿って実施される各事業が、より効果的に行われるよう、県に対し意見・提言を行うことが、その役割となっております。基本計画の策定につきましては、既に平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間を計画期間とする計画を策定済みでございますので、本日の委員会におきましては、委員の皆様から県の事業の実施状況に対する御意見や御提言をいただきたいと考えております。

いただいた御意見につきましては、各事業の企画・実施に当たって、十分、反映させていきたいと考えております。

それでは、開会に当たりまして、宮城県環境生活部の山本次長より御挨拶を申し上げます。

○環境生活部次長

本日はお忙しいところ、お集まりいただき、ありがとうございます。

本委員会は、条例に基づく委員会でございまして、「本県における犯罪情勢」、「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画関連事業の平成 26 年度の実績及び平成 27 年度の状況」について御説明申し上げて、有識者の委員の皆様から御意見を賜りまして、それを今後に活かしていくという趣旨でございます。

本日、事務局には、環境生活部、保健福祉部、経済商工観光部、教育庁、警察本部の関係部署が集まっておりますので、是非、忌憚のない御意見を賜れればありがたいと思っております。

さて、本県における犯罪情勢を見ますと、平成26年の刑法犯認知件数は18,630件と、平成14年から13年連続で減少しております。一方、残念ではありますが、マスコミ等を賑わしているとおり、振り込め詐欺をはじめとした特殊詐欺の被害が急増しているほか、子どもに不安を与えるつきまとい等の警察への相談・届出件数も増加の一途をたどっている状況でございます。

こうした状況に対応するため、後ほど御説明させていただきますが、県といたしましては、フォーラムや研修会の開催、広報物の配布などの取組を関係機関と連携しながら進めているところです。

また、昨年度の委員会で御説明させていただきました、「子どもを犯罪の被害から守る条例」につきましては、本年6月県議会におきまして可決いただき、来年1月1日から施行されることとなっております。

この条例の制定が契機となり、社会全体で子どもに対する犯罪の未然防止に取り組んでいく機運が一層高まるよう努めていきたいと考えております。

本日の委員会では、ただ今、御紹介しましたような取組をより効果的に進めていくことなどに関しまして、忌憚のない御意見をいただきますようお願いいたします。

2時間という限られた時間でございますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

○司会

本日は、17名の委員中、10名と過半数を超える委員に御出席をいただいておりますので、安全・安心まちづくり委員会運営要領第2第2項の規定により、会議は有効に成立しておりますことを御報告いたします。

また、この会議は県の情報公開条例第19条の規定に基づき原則公開となります。

次に、本日御出席の委員の皆様を名簿順に御紹介させていただきます。なお、今回、初めての出席となる委員におかれましては、その場で一言御挨拶をお願いいたします。

(ひとりずつ委員を紹介)

○村上裕子委員

はじめまして。宮城県PTA連合会から参りました村上裕子と申します。今年初めてとなりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○渡辺新市委員

渡辺と申します。前任の橋浦に替わりまして、6月から宮城県防犯協会連合会に勤務し

ております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○司会

なお、本日出席しております県関係職員につきましては、お手元にお配りしております資料に記載のとおりでございます。

それでは、これより議事に入りますが、議事の進行につきましては、大渕会長にお願いいたします。

○大渕憲一会長

議長を務めさせていただきます大渕です。皆様、どうぞよろしくお願ひします。

それでは、議事を進めたいと思いますが、議事次第3の（1）「本県における犯罪情勢」について事務局と県警本部から説明をお願いします。

○事務局

事務局の千葉と申します。大変恐縮ですが、座って説明をさせていただきます。

それでは、統計資料に基づきまして、「本県における犯罪情勢」について御説明いたします。

資料の1ページですが、こちらには、刑法犯の認知件数の推移をまとめています。県内の刑法犯認知件数は平成14年から年々減少しておりますが、平成26年は、18,630件と、平成になってから3番目に少ない数字となっています。

認知件数を少し細かく見てみると、20歳未満の被害者数、女性の被害者数は減少を続けていますが、65歳以上の被害者数は、ここ最近、若干、増加しています。以上は、全国的に見ても同様の状況です。

次に、2ページを御覧ください。こちらには、犯罪被害者の年齢層割合の推移をまとめています。上の宮城県のグラフと下の全国平均のグラフのいずれにおきましても、65歳以上の被害者の割合が増加傾向にあります。また、20歳未満の被害者の割合については、宮城県が全国平均に比べて若干高い状況が続いている。

次に3ページを御覧ください。こちらには、犯罪被害者の男女比の推移をまとめています。宮城県と全国平均とで大きな違いはないのですが、本県の場合、女性の方が犯罪に遭う割合が、全国平均に比べて若干高い状況が続いております。

次に、4ページを御覧ください。こちらには、サイバー犯罪の検挙件数の推移をまとめています。一番上の不正アクセス禁止法違反に該当する犯罪には、他人のIDやパスワードを利用することなどにより、コンピュータに不正にアクセスするような行為が該当します。2番目のコンピュータ・電磁的記録対象犯罪には、コンピュータに不正な指令を与えて、他人の口座から自分の口座に預金を移す行為などが該当します。一番下のネットワーク利用犯罪は、インターネットなどを利用した詐欺や児童買春、児童ポルノの頒布など

の犯罪を合計した数です。宮城県、全国とともに、不正アクセス禁止法違反に該当する犯罪とコンピュータ・電磁的記録対象犯罪については、年によってバラツキがありますが、最も多いネットワーク利用犯罪は、増加を続けています。

次に、5ページを御覧ください。こちらには、出会い系サイトやコミュニティサイトの利用に起因して被害に遭った児童の数についてまとめてあります、ここでいう児童とは18歳未満を指します。児童買春や青少年健全育成条例違反による被害や検挙が大半を占めておりまして、年によってバラツキがありますが、平成26年は全国、宮城ともに前年より増加しています。

次に、6ページを御覧ください。こちらには、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の認知件数と被害金額をまとめております。宮城と全国のいずれにおきましても、認知件数、被害金額とともに、年々、増加しております、平成26年の宮城県における被害金額は10億円を超えております。

簡単ではありますが、私からの説明は以上です。特殊詐欺の状況に関する、より詳しい説明は、警察本部からお願いします。

○佐藤犯罪抑止対策室長

警察本部の犯罪抑止対策室長をしております佐藤と申します。それでは着座の上、説明をさせていただきます。

ただいま、犯罪情勢について知事部局の方から説明がありました、治安のバロメーターと言わわれております刑法犯認知件数については、平成13年から14年連続で減少していると冒頭に御説明がありました。その中におきまして、この特殊詐欺に関しましては皆様も御承知のとおり、近年著しく増加の一途をたどっております、社会問題化しているとも言われておりますので、ここで特殊詐欺について個別に御説明をさせていただきたいと思います。

お手元の配付資料の中に「特殊詐欺の発生現状と対策について」という資料が一枚ございますけれども、こちらを御覧になっていただいて、これに沿って説明をさせていただきます。

まず、特殊詐欺の発生現況については、先ほどの資料で昨年は225件、10億円というものがございましたけれども、今年9月末現在の認知件数を見ますと、発生件数は246件、前年と比較しますと132件の増加となっております。一方、被害金額につきましては、7億2,881万円、これも前年と比較しますと約5,000万円増加となっておりまして、昨年よりもさらに増加している状況にあります。

次に、被害に遭っている方ですけれども、年齢については資料を御覧いただけすると分かることおり60歳、70歳、80歳代という比較的高齢の方が多く被害に遭っているところでありまして、その中でも70歳代の方が一番多く被害に遭っているというのが統計上の数字となっております。

次に男女別を見てみると、男性が 69 名、女性が 177 名ということで、女性の方が多くなっておりまして、約 7 割を占めている状況になっております。

この特殊詐欺については、色々と手口があるのですけれども、その中でも今年の特徴としては、「オレオレ詐欺」、息子、孫を名乗るもの、警察官を名乗るものなど色々とございますけれども、これが 107 件ということで一番多く発生しております、続きまして架空請求、あとは還付金詐欺、保険料や医療費の還付を謳っているものなのですけれども、この 3 種が非常に多く発生しているところで、この 3 種で特殊詐欺全体の約 8 割を占めているという状況になります。

(2) 被害の特徴ですが、被害者の約 8 割は 65 歳以上の高齢者、女性が約 7 割です。この被害がなぜこれだけ増えていて減らないのかというところなのですけれども、ウのところで、被害に遭っている方の約 9 割の方は「自分が被害に遭わない自信があった。」と説明をされています。これはキーポイントになるところであります、皆さん、「詐欺に注意しなければならない。」ということは、大多数の方が認識をされているところでございます。

ただし、そこから一步踏み込んだ詐欺の手口についてはなかなか承知をしておられずに、「まさか自分はひつかかるまい。」とか、「まさか、この電話が詐欺か。」ということで実際には被害に遭ってしまっているというところであります、こういったところの対策を練つていかなければ件数は減らないと考えているところでございます。

続きまして、資料の裏面なのですけれども、こういった問題点を捉えて、県警としましては、2 番目に書いてありますとおり、被害防止のために 3 つ課題を打ち出しております。

まず、1 点目が高齢者に対する被害防止対策の徹底で、先ほど被害者の方の大半を高齢者が占めるということで、高齢者を中心に注意喚起を図っていくというのが 1 点でございます。

続きまして、2 点目といったしまして、県民の方々に対する典型的な手口の周知で、皆さん、「詐欺に注意しなければならない。」、「オレオレ詐欺は注意しろ。」というところまでは御承知されておりますので、そこから先ですね、最近の手口ですと、ここに少し例を挙げておりますけれども、孫や息子を名乗って「会社のお金や小切手をなくした、何とかしないと首になる。」、「女性とトラブルになって慰謝料が必要になった。」、あるいは「あなたの口座が狙われている。安全な銀行に移すのでお金を預かる。」、「あなたの名義を借りたい。」と言った後に「名義貸しが犯罪になるので解決のためにはお金を用立てなければならない。」、あとは「医療費や保険料の還付があるので ATM で手続してください。」など、概ね今申し上げたところが手口の大多数を占めておりますので、このような手口を使ったものであれば詐欺だということを広報啓発していかなければならぬと思っております。

最後、3 点目ですが、社会のセーフティーネットの更なる強化ということで、被害に遭っているのは高齢者の方が多くございますけれども、高齢者の方に被害に遭わないよう自分で気配りをしてもらうということも必要なのですが、犯罪から身を守るというところにに関しては限界もあるということで、もし騙された方がいても、周りで実被害に遭わないよ

うに救うということで、こういった取組を行っております。

具体的に申し上げますと、金融機関などで騙された方がお金を下ろそうとした時に、行員の方が声をかけて「詐欺じやありませんか。」と注意喚起をするとか、そういう取組をしておりまして、今年、未然防止した件数と金額をここに書いてございますけれども、315件、4億円を未然に防止しております。

こういった未然防止策を向上させることで、更なる未然防止の取組をしてまいりたいと考えております。

3つ目に書いております被害防止対策ですが、今、県警で取り組んでいるのは大きく2つです。

1点目は「騙されない対策」と言うことで、高齢者の方を中心に「電話でお金の話をされたら詐欺だ。」というような広報啓発、高齢者対策、あとは現場での直接の注意喚起の取組を行っております。

2つ目としましては、「お金を渡さない対策」、被疑者にお金を渡さないということです。先ほど申しあげたとおり、金融機関での水際対策ですか、あとはATMでの警戒強化、あとは現金を送付するという手口もございますので、現金送付対策というような対策を行っているところでございます。

本日は、安全・安心まちづくりについて様々な御提言をいただく場ですが、この特殊詐欺に関しても、ぜひ委員の皆様の御意見、御提言をいただければと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○大渕憲一会長

ありがとうございました。事務局からは、本県の犯罪情勢全般につきまして、また、県警本部からは特殊詐欺についての現状と対策をお話しいただきましたが、ただいまの御説明を伺いまして、委員の皆様方から御質問あるいは御提言等ございませんでしょうか。

それでは、どうぞ。

○佐藤善子委員

県社協の佐藤です。皆様には大変お世話になっております。ただいまの報告に関しまして、マイナンバー制度がスタートするわけですけれども、県内におけるマイナンバー関連の制度を悪用した被害などは起こっているのでしょうか。

○佐藤犯罪抑止対策室長

それでは、県警本部から回答いたします。

マイナンバー制度について、今のところ、これを悪用した詐欺等の被害は確認されておりません。報道で承知しておりますが、他県ではあったと伺っておりましたが、県内では確認しておりません。

ただ、「あなたのナンバーの情報が漏れている。」といった文言を使った不審電話はございます。現時点で、県内で6件ほど確認されておりますので、今後、皆様の御家庭にマイナンバー通知カードが届くことになりますけれども、マイナンバーを使った詐欺というのも懸念されますことから、我々としては十分な広報啓発活動を行っていきながら、被害防止に努めていきたいと考えております。

○大渕憲一会長

ありがとうございました。他にございますか。

○西條由紀子副会長

西條と申します。今、特殊詐欺の報告を具体的にしていただきましたので、私の体験をお話させていただきます。このデータのうちの1件は私だと思います。

9月末に電話がありまして、この中で言うと「オレオレ詐欺」、いわゆる、「なりすまし詐欺」だったと思いますけれども、私も最初は半信半疑でした。でも、「ひょっとしたら。」という思いがあって、こちらからは一切情報は出さない、向こうの話を聞く、あと、うちの息子だったら言わないと思うようなキーワードを言わせるような流れに持つて行って、ですから電話で10分から15分程度会話をしました。相手から色々とキーワードを引き出させるために。それで少しずつ確実に違うということが分かつて電話は切ったのですけれども、その後、警察に相談という形で電話させていただきました。

一応、ストーリーがあって、「また電話するから。」というような形で、一旦は向こうから電話を切ったのですけれども、その後は、(警察に相談の結果)、もう対応しなくても良いということになったので、対応しなかったのですが、たぶんその後は警察を名乗る人物から電話があってというストーリーだったのかなと。向こうもストーリー性を考えて、何段階かに分けて情報を発してくるわけですね。ですから、それにこちらがうまく乗つかつてはいけないというのをつくづく思いました。

また、息子じゃない、息子だったらたぶん言わないだろうというキーワードがどこにあるのかを早く見つけるという、それは、やはり家庭内のコミュニケーション、家族のコミュニケーションというのは非常に重要なとしみじみと思いました。

この件があったので、周りの人にも「こんなことがあったよ。」と話をしたんですね。そうしたら、案外経験している人が多くて、若い男性からは「親の所に変な電話がかかってきていた。」という事例を聞いたりだとか、実際に身内が1,000万円の被害に遭ってしまったという友達がいたり、これは本当に他人事ではないと。こういう情報は発信していった方が良いんじゃないかなと。身近な人や、あるいは町内会とか、近所の人にだつたりとか。それが未然に防ぐ一つの方法なのではないかなと思います。

あと、電話を途中で切ってしまうのではなく、相手に色々と言葉を言わせるよう導いていくと、だんだんと状況が分かつてくるのではないかなど、自分も冷静になってくる感じ

やないかなという気もしました。確かに最初の1、2分は少し慌てて「ひょっとしたら。」という思いがあったので、その辺り、今後の防犯ということで参考にしていただければなと思いました。

以上です。

○大渕憲一会長

西條委員の体験で、最初は信用しかけたということのようですから、やはりずいぶん巧妙なものなのだと思います。

子どもに関する取組については、新しく条例も制定されたりして、こちらの方はずいぶん条件が整ってきたという印象ですが、高齢者への対策というのは、これから大切になってくるのではないかということを改めて感じました。

他の委員の方、いかがでしょうか。

○富士原かよ子委員

富士原でございます。特殊詐欺の被害が右肩上がりで金額もすごいことになっているということをお話を伺って改めて感じました。

被害に遭った側、あるいは被害の手口の分析というのは分かるのですけれども、加害者の側の行動の分析、どういう人がどういう情報を持っていて、どういう方々をターゲットにこういう犯罪をしているのか、そしてそのお金はどのように使用されているのか、そういった、今、私が申し上げたのはほんの少しですけれども、加害者側の情報が全く分からないのではないかという感じがいたしまして、先ほど御説明の「被害防止対策上の課題」というところでお話をされた方が、「県民を特殊詐欺の被害から守るのには限界がある。」という言葉をおっしゃっておられましたが、その辺りを教えていただければと思います。

「無理なのかな。」という風に感じましたので。よろしくお願ひいたします。

○大渕憲一会長

対策のためには敵を知るというのも大事になってまいりますけれども、加害者側について、何かあれば教えていただけますでしょうか。

○佐藤犯罪抑止対策室長

では、県警から、ただいま委員からお尋ねのありました加害者側の犯人グループのことについて、御説明をさせていただきます。

今年に入りまして、4月から県警の方でも特殊詐欺対策室という組織を設けまして、私が先ほど説明しましたのは抑止対策、未然防止対策ということなのですけれども、一方では、やはり犯罪を減らすためには犯行グループを検挙していくなければならないということで、特殊詐欺対策室が検挙対策の推進をしているところでございます。

新聞報道にもたびたび載っているのですけれども、被疑者の検挙というの去年よりも増加しているところです。

検挙された被疑者について見てみると、今のところ傾向としてあるのは、首都圏から来て犯行に及んでいるというのが多くございます。我々も、東京や首都圏などに出向いてアジトの摘発などもしておりますけれど、そういった所から来て、全国的に足を運んできて犯行に及んでいると。確たるものはないのですけれども、特に新幹線沿線の都市が狙われやすいということがよく言われております。今年の県内の被害を見てみると、県内の中でも仙台市内での被害が6割から7割くらいを占めておりまして、そのほか大崎市や岩沼市など、新幹線沿線で交通の便が良いところが狙われているというのがございます。

もう一つ、今年の犯行の特徴としましては、手交型、いわゆるお金を直接犯人側が受け取りに来るという手口でございます。

○大渕憲一会長

すみません。何型とおっしゃいましたか。

○佐藤犯罪抑止対策室長

はい。直接交付する「手交型」という手口がございまして、これは昨年までですと、現金を郵送させたりですとか、どこかに振り込ませたりという手口がございましたけれども、これらは警察庁や全国警察が力を入れて、金融機関でも振込を止めさせたりですとか、送付先についても送付先のリストと照合したりということで、水際対策が結構効いておりまして、犯人側とすれば多少のリスクを犯してもということで、手交型で直接お金を取りに来る犯行が増えています。

ある一定の地域を狙って前乗りてきて、その地域を狙うということが非常に多くございます。犯人グループには役割分担がありまして、電話をかける「かけ子」とお金を取りに来る「受け子」とかで役割分担をしておりまして、組織化されていると見られます。また、検挙された者を見ますと、比較的若年齢のグループと推測されます。

あとはそういった組織の犯行の被害金額がどこに行っているかと言いますと、一部暴力団関係というのも見られますので、そちらに流れているのは間違いないと警察では見ております。

犯行グループは、県内を限なく、転々としながら毎日のように電話をかけまくって、一日数十件くらいですね、警察にも相談電話が寄せられておりまして、そうやって電話をかけまくって、そのうち何件かで騙された者からお金を騙し取っている状況です。

二つ目、先ほど説明の中で、騙される方はどうしても一定数はいるという話なのですけれども、70代、80代の高齢者の方が多くございまして、この方達に「絶対騙されるな。」というのはなかなか難しいところもございます。先ほど副会長からも話がございましたとおり、自分のかわいい孫、息子が大変なことになる、会社を首になる、殺されてしまうか

もしれないというような話が来ると、冷静さを失ってしまって、どうしても話を信じ込んでしまうという傾向がございます。ですので、やはり、絶対に騙されるなというのはなかなか難しいということで、一定の騙された方がいたとしても周りで防ぐ、例えば金融機関で止めるというような、周りで、社会で防いでいくという対策も併せてやっていくという趣旨で説明をいたしました。以上でございます。

○大渕憲一会長

ありがとうございました。

○西條由紀子委員

被害額、被害件数が多いというのは理解できましたけれども、検挙率は。実際に検挙されるのでしょうか。検挙されるとすれば、どういうきっかけで検挙されるのかについても教えていただけますでしょうか。

○佐藤犯罪抑止対策室長

検挙が一番多いのは直接お金を受け取りに来る手口でございます。ついこの頃、先週あつたのは「騙されたふり作戦」というのを、先ほども副会長から「こういう電話が来ました。」というお話がありましたが、なかには「おかしいな。」と思って、相手に気づかれないように電話を受けた後に、警察に相談に来られる方もいらっしゃいます。その時は、「そのまま騙されたふりをしてください。」とこちらからお願いをして、犯人がお金を求めてきたときに、警察がその場に行って、受け子を捕まえるというケースが一番多いかと思います。そして、検挙した受け子から、組織の方に突き上げ捜査を行っているというのもございます。

そのほかには、こういった詐欺では、犯行グループはよく携帯電話を使用していますので、その辺から捜査をしていくということもございます。そこからアジトを摘発していくというのが、我々の捜査でよく行っている方法でございます。

○大渕憲一会長

どうもありがとうございました。

○庄子直委員

今の方にもう一度お尋ねいたします。説明資料の「3 被害防止対策」のところに「特殊詐欺撃退装置の無料貸出」とありますが、これが具体的にどういうものなのかということと、我々は、交通安全については、よくDVDをお借りして従業員に見せたり、町内会で見たり、そういう広報ビデオを使って広報啓発を行うのですが、結構有名な俳優さんを使ってビデオを作られているんですね。今後、そういうものも含めてお金をかけて、より

広報をしていかないと浸透していかないのではないかと思うのですが、その辺りはどのようにお考えになっていらっしゃるのか、教えていただければと思います。

○大渕憲一会長

それでは、お願いします。

○佐藤犯罪抑止対策室長

まず、被害防止対策の中の特殊詐欺撃退装置の無料貸出というのがございますが、メーカーさんで作っている電話装置なのですけれども、電話がかかってきた時に自動でメッセージが流れます。呼び鈴が鳴る前に自動で相手方にメッセージが流れます。「この電話は特殊詐欺撃退装置で自動録音されます。」というメッセージが流れた後に初めて呼び鈴がなるというシステムになっております。そして、文字通り通話は録音されるという機器でございます。これを昨年、県警で85台ほど整備しまして、今現在、県下24警察署に数台ずつ、2台から4台ぐらいを配って、警察署管内の被害に遭いやすい方、不審な電話が過去に来たことがある方などで御希望のある方に無料で貸し出すということを行っております。

もう一つ、広報啓発の部分で、視聴可能なDVDがございまして、最近も、全国銀行協会に作成していただいたDVDなどを各警察署に配布しておりますので、各警察署で町内会の会合ですか、高齢者の集まる会合ですかといった場で、視聴しながら広報するという取組は行っております。

県警本部にも警察庁が作成したDVDなどがございますので、もし御希望があれば御相談いただければと思います。

○庄子直委員

「DVDなどの貸出が出来ます。」ということの積極的な広報もしていただくと、県民も活用出来るかと思いますのでよろしくお願いします。

○大渕憲一会長

ありがとうございました。県警を中心として、関係部署で色々と対策に取り組んでいただいているようですが、なかなか被害が減らないので、なお一層の対策をお願いしたいというのが委員の総意でございます。よろしくお願いします。

少し時間が押しておりますので、次の議題に移らせていただきます。

議事次第の3（2）の「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画関連事業の平成26年度の実績及び平成27年度の状況」について、事務局から説明願います。

○事務局

議題（2）につきましても、私から説明をさせていただきます。

はじめに資料2を御覧下さい。こちらに、8つの方向性と20の推進項目で構成されております、安全・安心まちづくり基本計画の体系をまとめてございますが、この体系に沿って、計画関連事業について資料3、資料4にまとめております。昨年度の実績については資料3に、今年度の実施状況については、資料4にまとめておりますが、昨年度分の多くは、前回の委員会で説明させていただいておりますので、資料4により、今年度の状況について説明をさせていただきます。

資料4の1ページを御覧下さい。「推進項目（1）県民等への情報の提供等による防犯意識の醸成」についてですが、「みやぎSecurityメール」などを活用した情報発信や各地域で開催されています研修会に講師を派遣するなどの取組を行っております。講師の派遣につきましては、犯罪社会学を専攻する大学教員などを中心に、今のところ5市町に派遣する予定となっております。

次に、2ページを御覧ください。「推進項目（2）安全・安心まちづくりのための環境の整備」ですが、防犯ボランティア活動の中心となるリーダーを養成するための講座や学校安全教育指導者研修会の開催などの取組を行っております。リーダー養成講座は、2つの町で開催する予定でして、犯罪が起りやすい場所をまとめた地図である地域安全マップを参加者に実際に作成してもらうなどの内容を予定しております。

次に、「推進項目（3）各ボランティア団体等のネットワーク化の促進」ですが、毎年、安全・安心まちづくりに関するネットワークの構築を目的としたフォーラムを開催しております。10月に県民大会を開催したほか、11月17日には、ホテルメトロポリタン仙台において、フォーラムを開催する予定です。ピンク色のチラシをお配りしておりますが、危機管理アドバイザーである国崎信江さんに、「地域の子どもを犯罪から守るために」と題して、講演をしていただく予定としております。御興味のある委員におかれましては、是非参加いただくとともに、お知り合いの方等に御案内いただければ幸いです。

次に、3ページを御覧下さい。「推進項目（4）行政、県民、事業者が連携した県民運動の推進」ですが、先ほど御案内しましたフォーラム等の開催のほか、広報誌やリーフレットの配布、啓発DVDの貸与などにより、県民の防犯意識の向上を図っております。

次に、4ページ・5ページを御覧下さい。「推進項目（5）地域で見守る子どもの安全対策の促進」ですが、人材育成の講座開催などにより、家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境づくりを推進するとともに、子ども110番の家の設置促進、学校へのカウンセラーの派遣、学校安全教育指導者を対象とした研修会の開催などの取組を行っております。

次に6ページを御覧下さい。「推進項目（6）子どもに関する安全教育の推進」ですが、消費者教育用の教材や子ども・保護者向けのリーフレットの配布のほか、各学校における防犯教室や非行防止教室、不審者侵入対応訓練などの開催、在学青少年育成員による困難を抱える子どもの立ち直り支援などを行っております。

次に7ページの「推進項目（7）子どもを守るためのインターネット、携帯電話等の利用教育の推進」ですが、小・中・高校生等を対象とした情報モラル教育やいじめの未然防止等

を目的とした掲示板やSNSの監視などに取り組んでおりますほか、今年3月に、インターネットの安全利用の推進を図ることを目的として、青少年健全育成条例を改正しております、10月1日から施行されております。

お配りしております、青色のリーフレット「ネットに潜む危険から皆さんを守るために」の背表紙を御覧下さい。今回の改正により、保護者の責務・義務と携帯電話事業者等の義務が新たに追加されております。

はじめに、保護者の責務についてですが、その保護する青少年に対し、インターネットを適切に活用するために必要な教育を行うとともに、利用状況の適切な把握と適切な利用の確保に努めなければならないこととしております。具体的な内容としては、家族でインターネットの利用方法について話し合うことなどが挙げられます。

また、保護者の義務としましては、青少年が使用する携帯電話等について、フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をする場合は、携帯電話事業者に対し、その正当な理由を記載した書面を提出しなければならないこととしております。

また、携帯電話事業者等の義務としましては、携帯電話等の契約時に携帯電話等の使用者が青少年であるかどうかを確認しなければならないとともに、携帯電話等からインターネットに接続することで、青少年が有害情報を閲覧・視聴する機会が生じることなどを保護者等に説明し、その内容を記載した書面を交付しなければならないこととしております。

なお、このリーフレットは、県内の全ての中高生などに配布する予定としております。また、青少年のインターネット安全利用の啓発のためのフォーラムを県内2箇所で開催しております。

次に、資料4にお戻り下さい。7ページの「推進項目（8）子どもを犯罪被害から守るための対策の推進」についてですが、昨年の委員会で素案を説明させていただきました、「子どもを犯罪の被害から守る条例」について、パブリックコメント手続きを実施の上、6月県議会に提案し、可決いただきました。施行は来年1月1日となっております。

パブリックコメントでは、否定的な御意見は特にいただきませんでしたので、素案から内容に変更はありませんが、概要について改めて説明させていただきますので、お配りしております、緑色のリーフレット「子どもを犯罪の被害から守りましょう」の見開きページを御覧下さい。

この条例では、「県、県民及び事業者の責務」について規定をしております。はじめに、「県の責務」といたしましては、県民、事業者及び市町村と連携して、子どもを犯罪の被害から守るために必要な施策を策定し、実施することとしております。

次に、「県民の責務」といたしましては、子どもを犯罪の被害から守ることに関し理解を深めるよう努めるとともに、県及び市町村が実施する子どもを犯罪の被害から守るための施策に協力するよう努めることとしております。具体的には、家庭において、子どもが犯罪の被害に遭わぬために話し合うことですか、子どもの防犯に関する情報に注意を払

うこと、「学校安全ボランティア」や「子ども110番の家」、「青色防犯パトロール」などの地域で行われている防犯活動に積極的に参加いただくことなどに、できる範囲で取り組んでいただきたいと考えております。

また、「事業者の責務」といたしましては、その事業活動に関し、子どもに対する犯罪の防止に配慮するよう努めるとともに、県及び市町村が実施する子どもを犯罪の被害から守るための施策に協力するよう努めることとしております。具体的には、夜間に子どもだけで店舗内にいるような場合に帰宅を促すことですか、子どもを犯罪の被害から守ることについての社員教育を実施すること、「子ども110番の家」、「青色防犯パトロール」などの防犯活動に積極的に参加いただくことなどに、できる範囲で取り組んでいただきたいと考えております。

なお、県民や事業者の皆様に御協力をお願いする、こうした活動は、これまでにおいても行われてきているものですが、子どもに不安を与える声掛けやつきまといの相談・届出件数が、県内において、年々、増加している状況を踏まえて、改めてお願いをするものです。

また、この条例では、保護監督者が直ちに危害を排除することができない状態にある13歳未満の子どもに対して、正当な理由なく行ってはならない行為を定めております。

禁止行為を順に挙げますと、一つ目は、甘言又は虚言を用いて惑わし、又は欺くような言動をすることにより、人目につかない場所又は人気のない場所へ誘い出そうとし、又は誘い込もうとすることとして、具体的には、「面白いおもちゃを持っているから、あっちで一緒に遊ぼう。」などと声をかけて人目につかない場所に誘うことなどが、これに該当します。二つ目は、義務のない行為を行うことを要求することとして、「名前と住所を教えて。」としつこく要求することなどが、これに該当します。三つ目は、言い掛かりをつけ、又はすごむこととして、「誰に断って遊んでいるんだ、ここは俺の公園だ。」と声を荒げて難癖をつけることなどが、これに該当します。四つ目は、身体、衣服、所持品等をつかむこととして、下校中の小学生のランドセルをつかむことなどが、これに該当します。最後の五つ目は、進路に立ちふさがり、又はつきまとうことです。

これらの禁止行為のうち、3番目から5番目までの行為を行った場合は、30万円以下の罰金又は拘留若しくは料を科すこととしております。また、これらの禁止行為を行ったと認められる者を発見した者は、速やかに保護監督者又は警察官に通報するよう努めるとともに、通報を受けた保護監督者は、速やかに警察官に通報するよう努めることとしております。

最後に、「県民、事業者の皆様へのお願い」として記載されておりますが、この条例は、登下校の見守り活動中に行う子どもたちへの挨拶や危険な行為をしている子どもへの注意喚起、公園や空き地、人通りの少ない路地等で一人遊びをしている子どもへの注意喚起といった善意の声かけ等を規制するものではありません。地域社会全体で子どもを守る活動がより一層活性化することを目指すものですので、子どもの健全育成のための声かけ等は

積極的に行っていただくようお願いするものです。

なお、この条例の趣旨や内容につきましては、こうしたリーフレットやポスターの配布のほか、県政だよりや新聞への掲載、ラジオ広報などにより、県民の方々に周知してまいりたいと考えております。

次に、資料4の説明に戻させていただきます。8ページを御覧下さい。「推進項目（9）女性を犯罪の被害から守るための対策の推進」ですが、DVについての理解を深める広報啓発活動を推進しておりますほか、ネットワーク連絡協議会の開催などにより、女性相談センターや警察など各機関の連携強化を進めております。また、性暴力被害者等からの相談に応じる「性暴力被害相談支援センター宮城」を平成26年度から設置しており、関係機関へのコーディネート等の支援を行っております。

次に、9ページを御覧下さい。「推進項目（10）地域で見守る高齢者、障害者、外国人等の安全対策」ですが、高齢者につきましては、出前講座や防犯講話の開催などにより、お年寄りが犯罪に遭うことを予防する取組を進めているほか、障害者につきましては、障害者110番の開設による障害者の権利保護に努めています。また、外国人につきましては、相談センターを設置し、犯罪被害を含めた外国人の困りごとへの対応を行っておりますが、今年度から対応する言語を一つ増やし、7カ国語対応となっております。

次に、10ページを御覧下さい。「推進項目（11）安全な学校・通学路づくり」ですが、スクールガード養成講座や、学校、PTA、防犯ボランティア団体と連携した危険箇所の点検、環境浄化活動、登下校時の子ども見守り活動などを継続して実施しております。

11ページを御覧下さい。「推進項目（12）犯罪の防止に配慮した安全な道路、公園、駐車場等の普及」ですが、歩道整備や交差点改良による道路の見通しの確保や自転車の盗難を防ぐための街頭防犯キャンペーンの実施などの取組を行っています。

次に、「推進項目（13）犯罪の防止に配慮した安全な住宅の普及」ですが、防犯設備士協会やマンション関係機関等と連携し、防犯性能の高い住宅部品の普及促進や居住者に対する防犯情報の提供などの取組を行っております。

次に、「推進項目（14）犯罪の防止に配慮した安全な深夜商業施設等の普及」ですが、防犯機器の導入促進や業界団体との連携によるセーフティステーション機能についての情報発信などに取り組んでおります。

次に、12ページを御覧下さい。「推進項目（15）繁華街等の環境整備」ですが、みやぎ違反広告物除却センターによる違法なはり紙の除去や国分町クリーンアップ作戦等をはじめとした繁華街の環境美化活動、地元自治体や関係機関等との連携による空き地・空き家のパトロールなどを実施しております。

次に、「推進項目（16）観光地における情報提供の充実」ですが、駅や旅館、観光案内所へのポスターの掲示やチラシの配布により、観光客に置引きへの注意を呼びかけることなどにより、安心して観光できる環境の整備に努めています。

次に13ページを御覧下さい。「推進項目（17）被災地における防犯ボランティア活動の

再生支援」ですが、ボランティア活動用品の貸与や防犯ボランティア活動のリーダー養成などにより、被災地における防犯ボランティア活動の支援を行っております。

次に、「推進項目（18）被災地の安全対策の推進」ですが、関係機関等と連携しながら、公共空間の点検と整備を進めているほか、被災地における配偶者やパートナーからの暴力に関する悩みについて、電話相談・面接相談を行っております。

次に、「推進項目（19）被災地における子どもの安全・安心の確保」ですが、地域防犯サポーターの委嘱や、放課後子ども教室の設置などにより、子どもが安全に安心して暮らせる環境の整備を進めています。

最後の、「推進項目（20）被災地の環境整備の促進」についてですが、みやぎ花のあるまちコンクールの開催などにより、住民のふれあい促進や地域コミュニティの環境美化などに取り組んでおります。

以上、非常に駆け足ではありましたが、説明は以上です。

○大渕憲一会長

以上、主に平成27年度の事業の取組状況についてですが、安全・安心まちづくり基本計画に沿って説明していただきました。

さて、議事の進め方ですが、基本計画の推進項目は全部で20個ありますが、それが8つの方向性に分かれていますので、これを単位にして御意見をいただきたいと思います。それでは、最初に、1の「犯罪のないみやぎを目指した活動を県民運動として展開するための気運の醸成」について、資料4で言いますと1ページから3ページまでについて御質問や御意見をいただきたいと思います。

○富士原かよ子委員

(1) の「① 地域における安全教育の充実」の「地域安全教室講師派遣事業」というところ、平成27年度は亘理町、仙台市、名取市、大河原町、角田市に、平成26年度は柴田町、岩沼市、塩竈市、亘理町、大河原町に講師を派遣したということになっているのですが、どちらも2年続けて仙南地域ですが、これは年次計画でそのようになっているのか、それとも仙南地域が特に安全教室が必要な地域ということなのでしょうか。

○武内共同参画社会推進課長

そのことにつきましては、私からお答え申し上げます。この事業は市町村に照会をさせていただきまして、手上げ方式で行っております。ですので、昨年度と今年度、地域的に仙南が中心となっているわけでございますけれども、それらの市町村から手が多く挙がったということになってございます。ただ、これにつきましては、私ども他の市町村さんの方にも普及啓発と申しますか、事業の周知を図つていって他のエリアについてもこういった事業が実施できるように努めてまいりたいと思っております。

○富士原かよ子委員

ありがとうございました。

○大渕憲一会長

ありがとうございました。他にございませんでしょうか。

○大渕憲一会長

それでは、次の方向性として2の「犯罪被害から子どもを守るために見守り活動の促進と情報化社会への対応」に関連する御意見、御提言をお願いします。ここには全部で4項目が該当します。資料4の4ページ目から7ページ目の範囲で御意見、御提言がありましたらお願ひします。

では、私から。まず一つ確認ですけれども、このパンフレット「ネットに潜む危険から皆さんを守るために」は、いただいた資料4の推進項目のどこに該当するのでしょうか。聞き漏らしてしまいましたので。

○武内共同参画社会推進課長

これは、資料4の7ページの推進方策イの3つ目「インターネット安全利用推進事業」に該当いたします。

○大渕憲一会長

そうですか。ありがとうございました。他にございませんか。

では、私からもう一つ。これは、単なる興味関心と言ったら怒られるかもしれません、ここ数年の資料を見比べておりましたら、目についた変化が一つございまして、それは5ページ目のちょうど真ん中辺りなのですが、「高等学校スクールカウンセラー活用事業」の欄のやや下の方に、「スクールソーシャルワーカーの配置」というのがございまして、これが近年顕著に増えているように見えたんです。

そこで、まずスクールソーシャルワーカーというのはどういう方であるか、というのと、近年増えているように私には見えたのですが、それはどういう理由によるものなのかを教えていただけますでしょうか。

○教育庁高校教育課

教育庁高校教育課の岡と申します。ただいま御質問いただきましたスクールカウンセラーア活用事業の中の、スクールソーシャルワーカーの配置についてですが、有資格者である社会福祉士、精神保健福祉士といった専門家などを、スクールソーシャルワーカーとして学校に配置しております。

スクールソーシャルワーカーは、専門的な立場から、子どもに影響を及ぼしている学校・

地域の様々な環境改善に向けて、学校や家庭と協力しながら、外部の関係機関、児童相談所、警察、市町村の福祉部門などの関係団体と連携をとりながら、学びたくても学べる環境にない子ども達の支援をしております。

高校では、平成25年度から、スクールソーシャルワーカーを新たに配置しております。25年度は3校、26年度が13校、27年度は16校の配置となっております。また、今年度からは、学校配置のスクールソーシャルワーカーを他の高校であっても要望があれば必要に応じて派遣できる仕組みをつくり、活用できるようにしております。

○大渕憲一会長

どうもありがとうございました。他に何かございませんか。

○西條由紀子委員

今の同じ項目で、5ページでしょうか、「ニ 子どもの相談窓口の充実」の「教育相談充実事業」のスクールカウンセラーの派遣ですが、26年度は142校で27年度は139校と減っているのですが、これは統廃合か何かで学校の数が減ったということなのでしょうか。

○教育庁義務教育課

義務教育課指導班の片山でございます。委員御指摘のとおりで学校の統廃合による減少でございます。

○大渕憲一会長

学校数が減ったということですね。それからついでですが、今たまたま御質問のあったところを見ておりましたら、単に「カウンセラー」と「スクールカウンセラー」とか「専門カウンセラー」とかございますが、これはそれぞれ資格が違う方々を指すのでしょうか。それとも同じ資格の方々を呼び分けているのでしょうか。細かいことで恐縮ですが。

○教育庁義務教育課

それでは、引き続き私から回答いたします。スクールカウンセラーにおきましては、臨床心理士の資格を持っている者とそれに準ずる者ということで、ある程度の教育相談の経験を有する、あるいは校長職の経験を有する方々を充てております。

学校に置くだけではなく、教育事務所等に置くカウンセラー、あるいはスーパーバイズの出来る専門的なカウンセラーということで、職務の内容によってそれぞれ呼称があります。

○大渕憲一会長

そうしますと、書き分けているのはそれなりに理由があるということですね。

○教育庁義務教育課

はい。

○大渕憲一会長

分かりました。ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

なければ次に進めていきたいと思いますが、次は8ページの3の「女性の安全対策の推進」、推進項目では（9）になります、それと次の9ページの4の「高齢者、障害者、外国人等の安全対策としての見守り活動の推進」、推進項目の（10）に関連する御質問、御意見をいただきたいと思います。

○庄子直委員

昨年もお聞きしたのですけれども、インバウンド増加のため、政府が外国人観光客受入を積極的に行っている関係で、宮城県内において外国人の、特に観光客の方々が犯罪に巻き込まれたりする事例というのは、新聞やニュースで確認したところでは、そういう事件があったとは記憶していないのですが、今年度はそういったことはありましたでしょうか。

○大渕憲一会長

いかがでしょうか。

○佐藤犯罪抑止対策室長

御質問についてですが、それほど大きい事件というのはありません。最近ですと新聞にも載ったのですが、留学生同士のけんか、トラブル等の暴行事件はございますけれども、観光客の方が重大な被害に遭うという事件というのは発生しておりません。

○大渕憲一会長

ありがとうございました。

○富士原かよ子委員

この3と4に限ったことではないのですが、守るための対策ということで、講座に集まった方への情報提供とか、あるいはどこかの施設に行っての情報提供だとか、勉強しようと思っている人達への対策は十分かなと思います。「うちの町へ来てください。」という所に講師を派遣すると伺ったのですけれど、そういう対策は十分かと思うのですけれども、あまり関心のない方、あるいはそういう会合すら意識の中にはない人達に対する対策あるいは情報提供・啓発、そういったものはどのような形でなされているのかなというのをお聞きしたいと思いました。

○大渕憲一会長

とりあえず高齢者の対策でよろしいですか。

○富士原かよ子委員

そうですね。

○大渕憲一会長

高齢者については、先ほど特殊詐欺との関連でも対策の中に出ていたようにも思いますが、今の委員の御質問については、県警としてはいかがでしょうか。

○佐藤犯罪抑止対策室長

それでは、県警からお答えいたします。我々にも要望がございますし、また、こちらからも申し入れをしながら色々な会合で防犯を含めた講話等を行っておりますけれども、一方で、委員御指摘のとおり、実際被害に遭っている方は会合などになかなか出てこない方ではないかなと考えております。会合での講話をを行うとともに、特に特殊詐欺に関しては高齢者被害が多いということで、交番・駐在所の警察官が高齢者宅を中心にこちらから出向いて、特殊詐欺に遭わない、また交通事故防止もからめて注意喚起を御家庭を訪問して行うということをやっております。

また、今年度これから行う予定でありますけれども、コールセンター事業で、これは委託事業で高齢者宅を中心に一軒一軒に電話をかけて、「特殊詐欺被害に遭わないように。」と積極的に情報を届けようという取組を行うこととしております。

○大渕憲一会長

どうもありがとうございました。

他に推進項目の（9）と（10）の高齢者、障害者、外国人に対する安全対策について、何かございませんか。

○ザンペイソフ・バキトグル委員

すいません。この「高齢者、障害者、外国人」というように一緒にしているのはいかがかなと思います。あと、質問ですが、外国人相談の対応言語になぜロシア語がないのですか。

○国際経済交流課

現在のところ、県内には在留外国人の方が1万6,000人ほどお暮らしになっています。言葉、言語につきましては、たくさんの言語で相談を受けられればよろしいのでしょうかけれども、予算上の都合というのもございまして、現在は今年度からベトナム語を増やし

まして7カ国語で対応しているところでございます。

国籍別に申しますと中国の方が一番多くて、あと韓国、フィリピン、ベトナム、最近ベトナムの方が増えておりまして、昨年12月現在では1,000名を超えたという状況になっております。ロシアの方については、今手元に数字がないのですけれども、100名には至らない程度の数にはなっているかと思います。ですので、ロシアの国の方が今後増えてくる、あるいは今後増えてくると想定される場合には、対応を図らなければならないとは思っておりますけれども、現時点においてはまだロシア語への対応はしていないということになってございます。お答えになりましたでしょうか。

○ザンペイソフ・バキトグル委員

ただ、前に一度リトアニア出身の人と話したときに、離婚のことですごく困っていて、ちょっと手伝いに行ったことがあるんです。

○大渕憲一会長

なるほど。それで困っていたということですね。

現状は、比較的お住まいの人が多い国の言語を中心こういった対応をしているようですが、今後拡大をしていかれるものとは思いますけれども、この御意見も受け止めていただければと思います。

○ザンペイソフ・バキトグル委員

ロシアだけではなくて、旧ソ連の国の人々はみなほとんどロシア語を使うので。

○大渕憲一会長

なるほど。そうですか。ロシアと限定しないで、ロシア語を話す国はもっと多いのではないかという御意見ですので、ぜひ御検討いただければと思います。

他に(9)、(10)に関して御意見などございますでしょうか。

では次に進みます。資料4の10ページ目、5の「学校、通学路等の安全対策の推進」、推進項目で言うと(11)ですね、ここから6の「犯罪の防止に配慮した安全な道路、公園、駐車場、住宅、深夜商業施設等の普及」、それから12ページに行きまして7の「犯罪の被害にあわないためのまちづくりとホスピタリティのある地域づくり」、そして13ページの8の「被災地における安全・安心まちづくりの早期復旧」ということで、項目にして(11)から(20)までありますけれども、これらを一括して御意見、御提言などございましたらよろしくお願ひします。

○富士原かよ子委員

最近、子どもがターゲットになったり、被害に遭った事件のニュースを見ていますと、

防犯カメラが解決のカギになっていたり、その画像が重要な証拠になっていたりして、良いことだなど、守られているなと思うのですけれども、この11ページ辺りには、防犯カメラという言葉は全く出てきません。防犯カメラについてもこの中に含まれているのか、また、防犯カメラがどこについているのかというのは警察の皆さん御存知なのか。それからまた、防犯カメラを付ける時には報告の義務があるのかなど、防犯カメラに関して色々興味を抱いたのですけれども、その辺について教えていただければと思います。

○大渕憲一会長

はい。推進項目（13）の中に一部記載があるようですが、色々と御質問いただきましたので、それらに関しまして、お答えいただけませんでしょうか。

○佐藤犯罪抑止対策室長

それでは、県警からお答えいたします。委員のおっしゃるとおり、近年の全国で起こっている凶悪事件を見ましても、防犯カメラの映像が犯人の検挙の一端となっているということで、治安を預かる我々としても、非常に効果の大きいものだと認識しております。

県警といたしましては、委員のおっしゃるとおり、県内のどういうところに防犯カメラが設置されているのかについて継続して調査を進めております。主に民間の施設の外周ですとか、最近ですと自治会も含めて各商店街でも御自身で国の補助事業などを活用しながら防犯カメラを設置しているということで、県内でもだいぶ防犯カメラの普及がなされてきていると考えております。

防犯カメラに関しては、そういういた犯罪の抑止効果と犯罪捜査に資するという面がございますけれども、一方でプライバシーの問題もあるものと認識しております。現在、県の環境生活部とも連携して、防犯カメラ設置の指針、ガイドラインを定めていこうということで協力をして進めておるところでございます。今後も、県警としては、犯罪抑止のための防犯カメラの普及を進めていこうと考えております。

もう一つ、委員御指摘の防犯カメラの設置に当たって、どこかに届け出る必要があるのかという点に関しましては、現時点ではそういうものはございませんで、自分の施設であれば、管理権に基づいて設置しているというのが現状であります。ただ、先ほども申し上げましたとおり、プライバシーにも十分配慮しながら、宮城県として防犯カメラの設置指針というものが出来れば、それに基づいて普及がなされれば良いのかなと考えております。

○大渕憲一会長

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

私からも一つお尋ねがあるのですが、11ページの推進項目の（12）のイの一番最後に「安全安心まちづくりの推進」と言うのがありますて、ここには被災地のことが挙げられていて

ます。これから沿岸部の被災地では次々と本格的なまちづくりが始まるものと思われます。

ところで、この記載は文字が抜けているようにも思われますが、「『安全で安心な』公共空間の整備」ではなかったかと思うのですが、違いますか。あえて抜いたわけではありませんよね。

被災地で新しくまちづくりを始めるに当たって、県として「安全・安心」という観点で新しいまちづくりを進めるうえでの全体的な指針といったものをお作りになっているのか伺いたいと思います。

○武内共同参画社会推進課長

私どもの把握している限りでは、被災地の「安全・安心」の観点からの統一的な指針のようなものはなかったと記憶しております。

○大渕憲一会長

そうしますと、個別に地域毎にこういったことも考慮に入れて、ということになるわけですね。何か具体的、全体的な指針を持っているわけではないということですね。もしあればという趣旨でしたので。

県警本部さんどうぞ。

○犯罪抑止対策室金野補佐

県警生活安全企画課課長補佐の金野でございます。被災地の安全対策でございますが、警察で推し進めておりますのは、主に沿岸部の被災した地域で現在災害復旧事業が進んでおりますので、災害公営住宅、防災集団移転事業、また土地区画整理事業などございますけれども、新しいまちが出来ることによって、ハード面の対策、例えば防犯カメラの設置でありますとか、犯罪に強い、県の防犯指針に基づいた公園の整備などを進めるように市町村に働きかけて協働して行うようにと各警察署には指示しております。

そして、ソフト面での対策については、新しいまちが出来ますので、そこではまた色々な新しい絆が出来上がっていきます。そういうところで防犯団体、あるいは町内会の防犯部を作るよう、これも市町村の防犯担当者と協力して進めるよう警察署には指示しているところで、現在もその方針で進めているところでございます。

○大渕憲一会長

どうもありがとうございました。他にいかがでしょうか。

○西條由紀子委員

防犯とはかけ離れた話になってしまふかもしれませんけれども、「犯罪の防止に配慮した安全な住宅の普及」の項目になるかと思いますが、私は建築設計の仕事をしているのです

けれども、最近、仙台市内は特にそうですが、マンションがどんどん増えてきています。しかも、高層マンションになっていて、新しいマンションは防犯対策はしっかりとされているのではないかと思いますけれど、子どもを育てる環境として、良い環境なのかという疑問を持ちながら仕事をしています。

例えば、非常に防犯性が高いですから、メインの入り口は必ずロックしていて、番号などを入力してということになるのですが、子ども同士が遊ぶのには、私が子どもの頃には割と自由にお隣の家に出入りして、また、日中は家にカギをかけている状態ではないところで自由に行ったり来たりしていたという状況を考えますと、今の子ども達は、遊ぶにしてもアポイントメントをきちんととって、訪問しないと他のお宅に遊びにも行けないというような、それが本当に子育ての環境にとって良いのかなという思いをしながら、一方では、やはり子どもが巻き込まれる犯罪というのは多いですので、今までここで話してきたような、防犯カメラも必要になってくるし、もちろん安全性の高いカギなども必要になってくるという、本当に非常に相反する状況下にあるなと思います。

ですから、犯罪をなくすことは根本的には良いのでしょうけれども、ハードとソフトという話が出ましたように両方の面でやっていかないと、健全な子育ての環境にはなっていないのではないかなど実感しています。防犯とは違う方向の話になりましたけれども、建物の環境とかまちづくりの環境ということを考えると、そういう矛盾した気持ちを持ちながら日々仕事をしております。感想ということで、すみません。

○大渕憲一会長

それは、この委員会に参加する方々はみんな思っているところで、なかなか相容れない部分を持っていながらも、この委員会の使命は「安全・安心なまちづくり」ということですから、防犯という観点を強調しておりますけれども、一方では、今、委員が御指摘になったような点についても考えていかなければならないというのは事実だと思います。

他はいかがでしょうか。

○千葉順子委員

先ほどの委員の御意見と同じようなことを言うかも知れませんが、うちの孫が小学校に入っているんですね。それで、体力が余っているみたいなので「公園で遊んで来なさい。」と言うのですけれども、「大人と一緒に遊べないの。」とか言われて、大人がいちいち借り出されるような状況です。それで、公園にカメラがあれば良いのになと思うような状況なのですけれども、それは仙台市の教育指導がそのようになってきているのかなとも思うのですが、どうなのでしょうか。

○大渕憲一会長

どなたかもし御存知のことがあれば、教えていただければと思うのですが。その地域で

の指導なのかもしれませんけれども。

○教育庁義務教育課

義務教育課でございますけれども、実は仙台市につきましては所管してございませんので、分かりかねるのですけれども、遊び方等については、仙台市に限らず、どの学校でも指導しているところでございますが、遊びの場について、どうこうということは、それぞれの地域の実情によって違うと思いますので、一概にはお答えできないのではないかと思います。

○大渕憲一会長

ありがとうございました。地域の状況でそういった指導が行われているのかもしれませんね。他にいかがでしょうか。

色々と御意見、御質問、御提言がございましたけれども、県としましては、こうした御意見、御提言を踏まえて、今後の事業を進めていただければと思います。

議事次第の最後になりますが、3の(3)の「その他」とございますが、これは委員の皆様方からこの機会に何か御発言がございましたらということで設けているものでございますので、今、御報告のありました事業の取組と直接関係しないことでも結構ですので、こうした安全・安心まちづくりということで何か感じてらっしゃることがあればお話をいただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

少し時間が早いようですが、以上をもちまして議事を終了いたします。ありがとうございました。

○司会

大渕会長ありがとうございました。また、委員の皆様には長時間にわたり熱心に御議論いただきありがとうございました。

本日皆様から頂戴いたしました御意見や御提言を踏まえ、今後の安全・安心まちづくりの推進に努めてまいりますのでよろしくお願ひいたします。

以上で、本日の安全・安心まちづくり委員会の一切を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。